

勸 告

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）に定める職員の給与について、次のとおり改定されるよう勧告します。

1 改定の内容

(1) 扶養手当について

配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額（職員に扶養親族でない配偶者があ
る場合又は職員に配偶者がいない場合の1人に係る手当の月額を除く。）を各1
人につき6,000円とすること。

(2) 管理職手当について

管理職手当の月額は、職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25
を超えてはならないこととすること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成19年4月1日から実施すること。